

*以下1～6頁は、『復刻版 貞丈雑記』解説（小泉執筆）

【貞丈雑記】

『貞丈雑記』は、室町時代から続く礼法家の名門伊勢家随一の故実家伊勢貞丈の代表的著作であり、近世における伊勢流故実と貞丈学を研究するための最重要の文献である。

貞丈の著作はほとんどが写本として伝わり、『貞丈雑記』の如き出版は全て没後であった。その膨大な著作は貞丈生前中は門弟などの間で転写されて伝わったが、『安斎随筆』など大部なものは写本間で収録内容や冊数が異なる場合も多く、中には貞丈の複数の著作を合本し巻頭の書名で代表させた例も見られる。

ちなみに、上梓された貞丈の著作（後掲「貞丈著作一覧」参照）は次の八種で、最も早い『平義器談』で没後八年、最も遅い『武雑記補注』で没後六四年を経ての刊行であった。

享和二年（一八〇二）刊	『平義器談』二巻	* 明和八年（一七七―）著
天保八年（一八三七）刊	『貞丈家訓』一巻	* 宝暦一三年（一七六三）著
天保八年（一八三七）刊	『四季草』七巻	* 安永五～七年（一七七六～七八）著
天保一一年（一八四〇）刊	『包結函説』二巻	* 宝暦一四年（一七六四）著
天保一四年（一八四三）刊	『軍用記』七巻	* 宝暦一一年（一七六一）著
天保一五年（一八四四）刊	『刀劔問答』一巻	* 宝暦一二年（一七六二）著
天保一五年（一八四四）刊	『貞丈雑記』一六巻	* 宝暦一三～天明四年（一七六三～八四）著
嘉永元年（一八四八）刊	『武雑記補注』三巻	* 宝暦九年（一七五九）著

その後、明治三二年（一八九九）の『故実叢書』で『貞丈雑記』『軍用記』『安斎随筆』『安斎雑考』『鎧着用次第』の五点が翻刻され、昭和三年（一九二八）の『増訂故実叢書』で上記五点に『武器考証』が加わった¹。

いずれにしても刊行された貞丈の著作はごく一部であり、もとより公開目的ではなく、あくまでも伊勢家のため、子孫のために書き残したものであった²。『貞丈雑記』についても貞丈自身は執筆動機をこう述べている（岡田光大³序文に引用された『貞丈雑記』草稿末尾の一文 *本書第一巻七頁以降）。

此雑記は、我子孫家伝の古書を見る便にもなれかし、又、人に故実問はれたらんに返答のたすけにもなれかしと書あつめ置なり。所々に頭書を加へたるは、あとより追々に書入し也。子孫もし清書し、うつし改めば、頭書をも本文の中にかき入るべし。この書、宝暦十三年癸未の正月十一日よりかきはじめて日々月々に書付けて、いまだ筆を留る事なし。我命のあらんかぎりには書つゞけんとおもふなれば、一期のうちには清書することかなふべからず。子孫うるわしく書あらたむべし。

又云、一事を所々に記置く事多し。其類をよせあつめて一所にかきつらぬべし。

宝暦一三年（一七六三）で四七歳（一説に四九歳⁴）を迎えた貞丈は、武具・武器を始めとする武家故実・武家礼法を基軸に公家の故実・礼法などを含む広範な研究領域での研鑽を続けつつ、伊勢流故実の集大成として『貞丈

*1 石村貞吉著『伊勢貞丈』（昭和一九年、春陽堂）一〇六頁。

*2 前掲『伊勢貞丈』九七頁に、貞丈の著作の奥書にはしばしば「子孫の古書を見るのに便し、他人から故実を問はれた際に、返事が出来る補助になる為に、筆を執るといふ意味の語が書いてあるが、その家学を重んじその伝統の絶えるのを恐れるの余り、後世の子孫の為に備へ、併せて世を裨益せんとした意のあつたことを知るに十分である」とある。

*3 『大日本人名辞書』（大日本人名辞書刊行会編、大正一五年）「岡田光大」項に「有職家、通称鼎、幕府の臣山岡太郎の用人、武家故実を伊勢万助（貞丈の孫）に学び、和歌を海野游翁に学ぶ。貞丈自筆の遺著を所蔵し、書肆に謀りて貞丈雑記以下数部を印行す。然るに自ら校正の事に任せざりしを以て版下往々仮字格の誤あり。明治十五年の頃死す」と紹介されている。

*4 天保八年刊『貞丈家訓』の貞丈自跋（宝暦一三年十一月）にも「人の命はあすをもしらぬ物也。我が生年もはや四十七に成る故…」と明記するように宝暦一三年で貞丈は四七歳だが、『貞丈雑記』の岡田光大序文に「此書は先生行年四十有九にして筆をおこされし生涯の筆記なり」とある。『国史大辞典』「伊勢貞丈」項（鈴木敬三）の説明に、貞丈の兄が一三歳で没し、伊勢家の家名断絶・領地没収の危機に瀕したため、幕府の配慮で弟の貞丈が名跡となった際に「ときに貞丈十歳のため、官には十二歳として届けた」。そのため、実際は享保二年（一七一七）生まれが、公には正徳五年（一七一五）生まれで通した。岡田は後者の「官年」に即して記載したものである。

雑記』(言うまでもなく書名は没後に付けられた^{*5})の執筆に残りの全人生を捧げた。先の一文は、命の続く限り、確かな武家故実を少しでも多く子孫に伝えんとする貞丈の覚悟と、それをしっかりと受け止め、『貞丈雑記』を完成させ、伊勢家の面目と伝統を死守せよと子孫に訴える気魄が溢れている。

彼は『貞丈家訓』(宝暦一三年一月著)でも「此一冊乃趣は子孫へ申置く遺言也。かるノ、敷聞べからず。つゝしみて此書の趣を守るべし。子孫をおもふは家を思ふ故也。家を思ふは先祖を思ふ故也。先祖を思ふはその家をつぎたる者の本意也…」と結んだが、その他の著作も同様の思いであったろう。

優に三〇〇点を超す貞丈の著作^{*6}は、常に複数が同時並行的に執筆されたはずであり、その過程で得られたあらゆる情報が『貞丈雑記』のために日々蓄積されたであろう。天明四年(一七八四)五月に死去するまで足かけ二二年にわたる故実考証の膨大な記録は、貞丈没後も半世紀以上未整理のままだったが、五代の孫・伊勢貞友^{*7}の時、岡田光大^{みつひろ}と千賀春城^{ちはるき}の協力を得てようやく編纂に着手、草稿の分類や編修、記事内容の校訂や重複記事の整理、また、補注や挿絵の増補などを行って天保一四年(一八四三)六月の序文を付して世に出ることとなった。

『貞丈雑記』の版本には、天保一五年板、弘化二年板のほか、刊年不明の江戸末期後印本や明治初年後印本などがある。今回の底本は弘化二年板、四帙一六卷三二冊だが、一般に一六卷一六冊が基本である。そして、「礼法」以下三六部に盛り込まれた記事は実に合計二三五〇項目に及ぶ。

【第一帙】

卷之一	「礼法之部」	四六項	「祝儀之部」	一〇一項	
卷之二	「人品之部」	八〇項	「人物之部」	二〇項	「人名之部」 三六項
卷之三	「小袖之部」	一五一項	「烏帽子之部」	四二項	
卷之四	「役名之部」	九七項	「官位之部」	一四〇項	

【第二帙】

卷之五	「装束之部」	一〇四項			
卷之六	「飲食之部」	一四三項			
卷之七	「膳部之部」	四四項	「酒盃之部」	四〇項	「輿之部」 一九項
卷之八	「調度之部」	一三九項			

【第三帙】

卷之九	「書札之部」	八七項	「進物之部」	二〇項
卷之十	「弓矢之部」	一四五項		
卷之十一	「武具之部」	一二四項		
卷之十二	「刀剣之部」	五九項	「武芸之部」	七〇項

【第四帙】

卷之十三	「馬之部」	五六項	「馬具之部」	七九項	
卷之十四	「家作之部」	九一項	「座鋪飾之部」	五項	「紙類之部」 二四項
	「皮類之部」	四九項			
卷之十五	「鳥目之部」	一一項	「鷹之部」	五五項	「物数之部」 三三項
	「言語之部」	九五項			
卷之十六	「神仏之部」	四〇項	「諸結之部」	一三項	「凶事之部」 一六項
	「雑事之部」	三五項	「書籍之部」	四一項	

*5 島田勇雄校注『貞丈雑記』一(一九八五年、平凡社東洋文庫四四四)解説三三三頁に、「貞丈が子孫のために書き継いだという本来の意図からすると、『貞丈雑記』とするより家蔵本の書名の『伊勢家便覧』の方がよりふさわしく思われる」が、『貞丈雑記』の編集に批判的な斎藤彦磨が『貞丈雑記弁』で「書名もなかりしを…」と述べている状況などから『貞丈雑記』の草稿段階では定まった書名がなかった可能性が強いと指摘する。『伊勢家便覧』には「礼法之部」などの部立てが見られ、書名のなかった貞丈自筆草稿と刊本との間に存した写本と考えられ、『貞丈雑記』成立を示唆する貴重な資料である。

*6 『伊勢書目』によると貞丈の著作は一七三種。

*7 貞友については、『貞丈雑記』の序文に「天保十四年六月五日、伊勢斧太郎貞友撰」とあるのみで出自等の詳細は不明。

*8 岩波書店『国書人名辞典』に「千賀春城 ちはるき 故実家 (生没) 生没年未詳。江戸時代中期の人。(名号) 名、春城。通称、淵蔵。(経歴) 伊勢貞丈と交流があった。(著作) 軍用記 補(宝暦一一)」と記すのみで詳細不明。

石村貞吉が指摘するように、本書は「貞丈の故実に関する雑著多き中に、唯一の部類を立て分類したもの」^{*9}である。『貞丈雑記』の惣目録を見ても、彼の博覧強記ぶりや故実研究の領域の広さとともに、本書に籠めた貞丈の意気込みを感じ取ることができよう。

石村の言葉を借りれば、「常に微証を古記録古書に求めて、根拠のない俗説を排斥する、文献的歴史家的態度」という貞丈の学究態度は『貞丈雑記』にも共通するが、『貞丈雑記』の次の執筆方針は注意しておきたい点である。

- ①『貞丈雑記』の各部のうち、特に小袖・弓矢・飲食・官位・調度・武具・装束・祝儀之部の記述が豊富なこと。
- ②武家故実を家学とする建前から武家故実を中心に記述するが、「官位」や「装束」など武家故実の理解に不可欠な公家故実にも適宜触れること^{*10}。
- ③後代の人々のために、当代の風俗・流行と故実とを比較し言及していること（例えば「小袖之部」「装束之部」等）。

貞丈は「明快な説明と忠実な考証、痛烈な妄作の排斥」の点で大きな功績を残したが、「文献中心のために、実物に対する理解には批判の余地」もあるとされ^{*11}、また、『貞丈雑記』についても「遺品や絵画資料の取扱いには考慮の余地があり、ことに刊本には岡田光大の挿入記事や図が多いので注意を要する」^{*12}との指摘がある。

これに関し、貞丈の門人で国学者の斎藤彦麿^{*13}が嘉永六年（一八五三）四月、八六歳の時に著した『貞丈雑記辨（貞丈雑記評論）』は、刊本の『貞丈雑記』が貞丈と曾孫・貞春両先生とは全く面識のない後人の手によって編纂され、校合が拙劣で文章の誤りが多いうえ、事実の歪曲も見られ、貞丈先生を辱めるものと大いに批判している^{*14}。…書籍校合の事には物なれぬ人々にやあらん、いと拙く幼げなる校合して、中々に音を誤り、てにはをはを違へ、仮名をみだりて、見るに忍びがたきを辨へず、はばかりけしきもなく、木に爰らせたるは、みづからの恥はとまれかくまれ、故翁うせ給ひて七十年の後に恥かゝやかさんとは思ひかけ給はじ。うたていとほしく、かたはらいたく、不仁のしはざとぞおもふ。

この編集過程については、『貞丈雑記』の貞友と光大の序文の記述から、石村貞吉は次のように推測する^{*15}。もと貞丈がその子孫の為に、家伝の古書を見るに便宜を得させる為めと、人の問に答へしめる為とに、書き集めて置いた書を、その孫貞春が伝へ、貞春の頃から往々転写し、同一の事の諸処に散見するのを一つに合せ、部類を立て補正を加へ、頭書だけは追考の説であるが故に、本文の中へ加へ難いので、其ままに残して置いたが、しかもこの書が有益の書なので、私蔵するのを屑しとしないで、千賀春城を通じて、貞丈五代の孫貞友に請うて許可を得て、貞丈の親写本と校合し、天保十四年刊行する手筈に至つた…

また、島田勇雄は、概ね次の編纂過程を想定した^{*16}。すなわち、

- ①定まった書名もなく、書き記した数多くの初期草稿（斎藤彦麿『貞丈雑記辨』に記述がある）

*9 前掲『伊勢貞丈』一三五頁以降。なお、『貞丈雑記』の解説の多くを本書によっている。

*10 巻之五「女房衆装束之事」（*本書第二巻九二頁）にも、十二単の故実を略述した後に、「女房の装束は武家の故実にあらずれ共、『旧記』に其名目出たる間、かやうの物といふ事をしらせん為に、あら／＼絵図をしるす者也。委事は、公家の故実家に尋ぬべし」と述べており、公家故実といえどもその道の専門家から学ぶべきことを説いている。

*11 岩波書店『日本古典文学大辞典』「伊勢貞丈」項（鈴木敬三）。

*12 岩波書店『日本古典文学大辞典』「貞丈雑記」項（鈴木敬三）。前掲『伊勢貞丈』（一四〇頁以下）によれば、刊本には岡田光大の挿入した絵画や考説が随所に見られ、「光大云く」「光大此図を補入す」などと明記された箇所も少なくなく、「光大の補正と称した程度は、かなり積極的なものであつたことを知ることが出来る」のみならず、中には巻之十二「刀剣之部」の「怒物作（いかものづくり）の太刀」に関する注記（*本書第三巻四五〇頁頭書）では貞丈説を否定し自説を展開した所も散見される。島田勇雄によれば、光大が補訂した頭書・脚注・傍注は少なくとも二三カ所あり、「いずれも貞丈の所説を補うものであって批判するものではない」とする（平凡社東洋文庫四四四『貞丈雑記』一解説（三三七頁））。

*13 前掲『国書人名辞典』には、「斎藤彦麿 さいとうひこまる 国学者（生没）明和五年（一七六八）一月五日生、嘉永七年（一八五四）三月十二日没。八十七歳。墓、江戸麻布永昌寺、また同法音寺とも。（名号）本姓、藤原。初め荻野氏。名、彦麿・智明。字、可怜。通称、庄九郎（莊九郎）・小太郎・彦六郎。号、宮川舎・葦飯庵（あしのかりお）。法号、義岳了忠信士。（家系）荻野彦兵衛信邦の次男。斎藤正綱の養嗣子。（経歴）三河岡崎に生れる。安永九年（一七八〇）江戸に出て、賀茂季鷹・伊勢貞丈らに学ぶ。二十八歳で家督相続後は、石見国浜田藩士として松平康任・康爵二代に仕え、康爵の陸奥棚倉・武蔵川越の転封に従って移居し、川越で病没」とある。著作多数。

*14 引用文は『新訂増補故実叢書』（昭和二七年、故実叢書編集部編、明治図書出版・吉川弘文館）によるが、読みやすくするため句読点を適宜加えた。

*15 前掲『伊勢貞丈』一四〇頁。

*16 平凡社東洋文庫四四四『貞丈雑記』一解説（三三四頁）。

②何者かが整理して部立てを設け、その部立て毎に関連事項を統合した写本（島田勇雄所蔵の『伊勢家便覧』など）

③岡田光大が部立てされた写本のいくつかを校合して整理し、上梓した刊本という流れでいくつかの編集段階を経て、刊本の『貞丈雑記』が成立した可能性を指摘する。

さらに、島田は『貞丈雑記』と『四季草』の関係に注目し、『四季草』を『貞丈雑記』の前駆的編述であると位置づけた^{*17}。『四季草』は、『春草』『夏草』『秋草』『冬草』をそれぞれ個別に編集・刊行した後に、最終的に全体を一括して『四季草』と命名したものである。その一部に部立て制が見られるが、刊本と写本とで相違があるなど一定せず、天保八年刊本でようやく全巻が部立てとなった。そして、島田は両者の関係について次の指摘を行った。

①両者の部立ては密接しており、『貞丈雑記』の部立ては『秋草』の部立てに若干の補訂を加えたものであること。

②『四季草』公刊の際に見られたように、編集担当者の任意の補訂が、当時、比較的寛容に認められていたこと。

このように、『貞丈雑記』の編纂には、刊行までに著者以外の手が種々加わっているが、それ自体で『貞丈雑記』の価値を低めるものではない。『貞丈雑記』はそれ以外の彼の著作を理解するうえで不可欠な文献であり、また、貞丈の個々の著作との関連において『貞丈雑記』や貞丈の学問体系もより明確になっていくであろう。複数の人間の手が加わってはいることは貞丈の独創部分との弁別作業が必要になるが、それ自体がデメリットとは言えない。むしろ、第三者の手が加わっても一つの出版物として世に送り出されたメリットの方がはるかに大きいのであり、貞丈自身もそれを望んだであろう。

いずれせよ、『貞丈雑記』は貞丈の「学的体系のほぼ全容を示す総論的著述」（島田勇雄）^{*18}であり、貞丈の学問体系の集積の結果であると同時に、近世における伊勢流故実の一つの完成形であったと見なせよう。ちなみに、島田勇雄は貞丈の夥しい著作から彼の学的関心の推移を次のように捉えた^{*19}。

①元文頃——『職原抄』『禁秘抄』や公家の有職故実、また、祝儀類の研究。

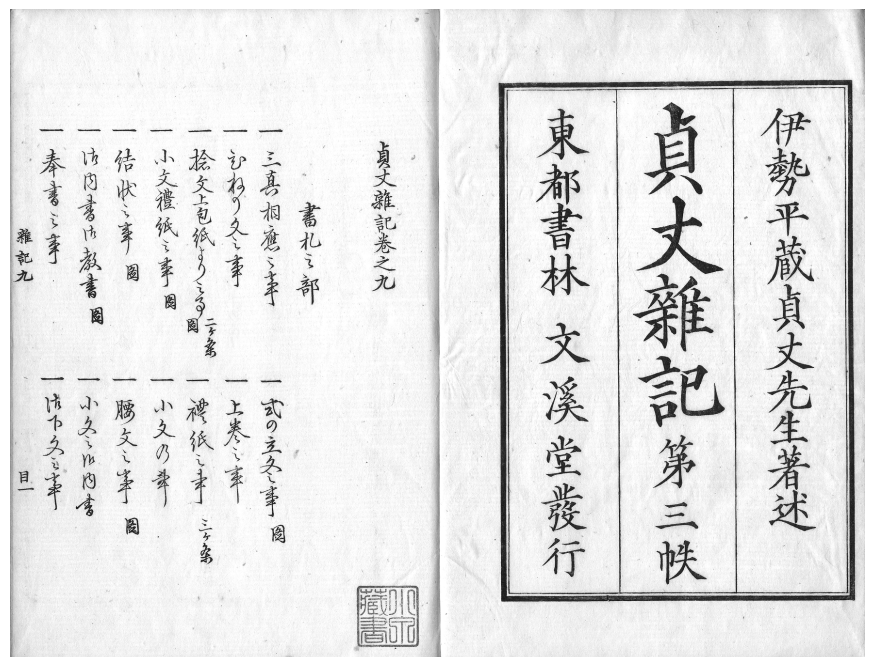
②延享～宝暦頃——犬追物・笠懸など騎射を中心とする武家故実の研究。

③宝暦以降——犬追物以外の武家故実の研究（宝暦九年頃から『酌屏記』『武雑記』など内向きの作法書、宝暦一年の『軍用記』などの軍礼。宝暦以後は最も関心の高い軍礼・武器・武具分野の研究が安永頃まで続く）。

④明和～安永頃——産所物、包結物、元服、矢開き、調度等の武家礼法（特に、安永頃は公家の冠服等、また、姓氏、礼服、烏帽子、官服等などに集中）。

⑤明和～天明頃——これまでの該博な知見に基づき各種古典の批評。天明以後は神道関係の論考。

貞丈の研究は以上の経過を辿ったが、この中で『貞丈雑記』の執筆は③～⑤の時期に相当する。すなわち、貞丈が次々に著作を著し最も充実した時期に、彼の学問的業績のほとんどを集約する形で、生命の続く限り研鑽を重ねて日々内容を深化させ書き継いでいった努力の結晶であった。



*17 平凡社東洋文庫四四四『貞丈雑記』一解説（三三四頁）。

*18 平凡社東洋文庫四四四『貞丈雑記』一解説（三三三頁）。

*19 平凡社東洋文庫四四四『貞丈雑記』一解説（三二六頁以降）。

最後に、『貞丈雑記』が示す貞丈の学的体系を「貞丈学」と呼んだ島田勇雄は、貞丈学を次のように整理しているので、参考までに掲げておく^{*20}。

系列	系	事項
一 公家文化	公家有職 公家諸礼	役名、官位 人品、人物、人名
二 公武生活	服飾 小道具	装束、烏帽子、小袖 調度、輿
三 武家礼式	武家礼法	礼法、祝儀
四 武家生活	武家住居 飲食	家作、座敷飾、書籍、紙類 飲食、膳部、酒盃
五 武家文化	武戯 武儀 書札礼 進物礼	馬、馬具、皮類、鷹 武器、武具、武芸 書札、物数、言語 進物類、烏目、諸結
六 宗教	宗教	神仏、凶事、雑事

【伊勢貞丈】

伊勢貞丈については、『国書人名辞典』に次のように簡潔に紹介されている。

伊勢貞丈 いせさだたけ 故実家

(生没) 享保二年(一七一七)十二月二十八日生、天明四年(一七八四)五月二十八日没。六十八歳。墓、江戸芝大養寺^{*21}。

(名号) 本姓、平。名、貞丈(俗にテイジョウ)。幼名、万助。通称、兵庫・平蔵。号、安斎・銀郷散人。法号、長誉。

(家系) 伊勢貞益の次男。

(経歴) 江戸麻布の生れ。享保十一年に家督を嗣ぎ、寄合より小姓組となった。独学で故実を修め、文献中心の忠実な考証と明快な説明を特徴とし、「伊勢流」として広く行われた。

著作については上記の記述の一〇倍以上の行数で約五五〇点列挙するが、同内容の改題本や、内容が部分的に重複すると思われる叢書なども多く、細かな論考までを含む貞丈の著作の全体像は十分明らかになっていない。従来の著作一覧などを精査して作成した「貞丈著作一覧」を解題の末尾に掲げたので、その解明の一助になれば幸いである。

このほか、『日本古典文学大辞典』(岩波書店)や『国史大辞典』(吉川弘文館)などにも貞丈の事蹟が要領よくまとめられている。しかし、家系・経歴から貞丈の人物像に至るまで最も詳しいのは石村貞吉著『伊勢貞丈』なので、多くを同書に頼って貞丈の家系や人となりなどを紹介しておく(詳細を知りたい方には『伊勢貞丈』の一読を奨める)^{*22}。



*20 平凡社東洋文庫四五三『貞丈雑記』四解説(三〇七頁)。

*21 貞丈の墓は、大正十一年に世田谷の大吉寺に移され、現在に至っている。

*22 前掲『伊勢貞丈』五〇頁以降。なお、本書は伊勢貞丈の人物・著作研究に必須であり、本解題でも多く参照させていただいた。

貞丈の家系は伊勢平氏で、室町時代には幕府政所の執事の家柄で、伊勢貞親（一四一七～七三）の代に足利義政に仕えて政所職となり、義政の信任を得て伊勢流が興隆したが、室町幕府の没落によって伊勢家も零落した。江戸時代に入り、寛永一四年（一六三七）三月に貞丈の曾祖父にあたる伊勢貞衡（一六〇五～八九）が春日局との縁故（貞衡の伯母）により江戸幕府に召し出され寄合に列せられた。三代将軍家光の女千代姫の婚礼に際して家伝の婚式を選び、弓馬・諸礼の伝書の豊富な所蔵により伊勢家が故実の家として再び脚光を浴びることになったが、その貞衡の曾孫が貞丈である。

貞丈の父貞益は宝永七年（一七一〇）六月に跡式相続し寄合を命ぜられたが、八代将軍吉宗の時に家流の伝書上覧の栄光に浴し、さらに命により家伝の書二七巻を書写して献上したほか武家故実の種々の下問に答えたが、享保一〇年（一七二五）十一月に病死し、さらに貞益の跡を嗣いだ貞丈の兄貞陳も翼一一年六月にわずか一三歳で病死（痘病）した。当時の相続法では、当主が一七歳未満で、子もなく、養子を立てずに死去した場合は家名断絶・領地没収となるところであったが、室町時代から続く名家の断絶を惜しんだ幕府は、貞陳の死後五〇日を経た八月に、特別の計らいとして旧領地三〇〇石を弟の貞丈に下賜し、彼を寄合に加えさせることとした（この時、貞丈は一〇歳であったが、官へは一二歳として届け出た）。

以下、貞丈の実年に沿って略歴を記すと（前記と重複する内容は省く）、貞丈は貞益と母（大久保昌五郎忠昌の女）との間に享保二年一二月二八日に生まれた第二子で、延享二年（一七四五）九月、二九歳の時に御小姓組御番勤となり、諸儀式の周旋、将軍出行の扈從、市街巡廻を本務とした。天明四年二月、六八歳で老齢のため小普請入を仰せ付けられ、同年五月二八日に没した。法名、長誉（『伊勢系図譜』によると「円徳院」の院号を記すが疑問）。武蔵国荏原郡芝村西久保の浄土宗西岳山大養寺に葬る（後、世田谷町の浄土宗大吉寺に移転）。

なお、貞丈の人となりについては石村貞吉は、

今謂ふ所の書齋の人で、其の行動の記すべきものはないが、其の精神活動は、著作の一途に向けられ、十八歳の幼年より執筆著作すること、実に五十年、其の間殆ど日として筆を執らなかつた日とては、なかつたらしく、貞丈雑記を書く時に、巻末に、貞丈が書いて置いたといふ文の中に

日々月々に書付けて、いまだ筆を留る事なし、我命のあらんかぎり、書つづけんと思ふなれば、一期のうちには、清書することかなふべからず、子孫うるはしく書あらたむべし。

といつてゐるのは、強ち貞丈雑記のみではなかつたらうと思はれる。その研究範囲は広く、武家故実を中心として、公家故実、民間風俗は勿論のこと、神道より文学に及び、著作実に三百余部に及び、之を類聚するも数十部に上る。博覧強記の上に、家蔵の故実書類、頗る多数に亘り、居然たる大家として、世に重んぜられた。

と述べている^{*23}。

【本書の複製について】

最後に今回の複製の意義について触れておく。『貞丈雑記』は、既に『新訂増補故実叢書』や『平凡社東洋文庫』などで比較的容易に読めるため、短時間での調査や概要把握に大変便利である。ただし、翻刻には翻刻の良さがあがるが、例えば、巻之九「書札之部」の書状などは、活字で原本通りに再現することはほぼ不可能に近い。

例えば、文字の大きさや文字の高さ、傍注や割注の位置、一行の文字数、連綿体における文字の区切りや文字のくずし字の程度など挙げ出せばきりがなが、これらは本来重要な意味を持つので、正確な理解には原本での確認作業が必須となる。しかしながら、原本では手軽に調べたり複写したりできないことが多い。このような時に、机上の友として複製があれば、気軽に読むことができる。

意外なことだが、『貞丈雑記』はこれまで一度も複製されたことがなかった。『貞丈雑記』ほどの基本文献だからこそ、複製本で原典を理解し味わって頂きたいし、そんな座右の書になればと考え、今回、初めての『貞丈雑記』の複製が実現した。研究者や古文書愛好家などまで広くご活用いただければ幸甚である。

*23 前掲『伊勢貞丈』五三頁。

●伊勢貞丈一族の墓

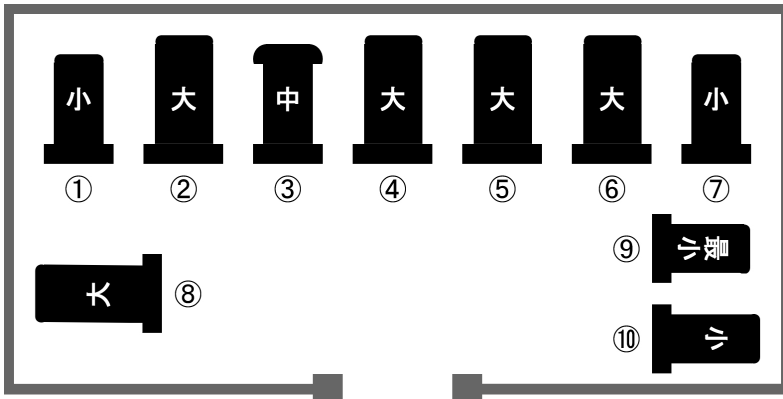
(浄土宗 大吉寺 * 世田谷4-7-9、2012年6月3日、往復49.2km)

* 大正11年に港区芝西久保・大養寺から世田谷・大吉寺に移転



*墓誌

天明四年甲辰
 賤夫魚身子
 伊勢平蔵平貞丈墓
 妻富士子
 六月五日 長誉



【 】は貞丈との関係。氏名、法号、没年(享年)、備考の順に判明事項を記載(女性名は全て不明)。

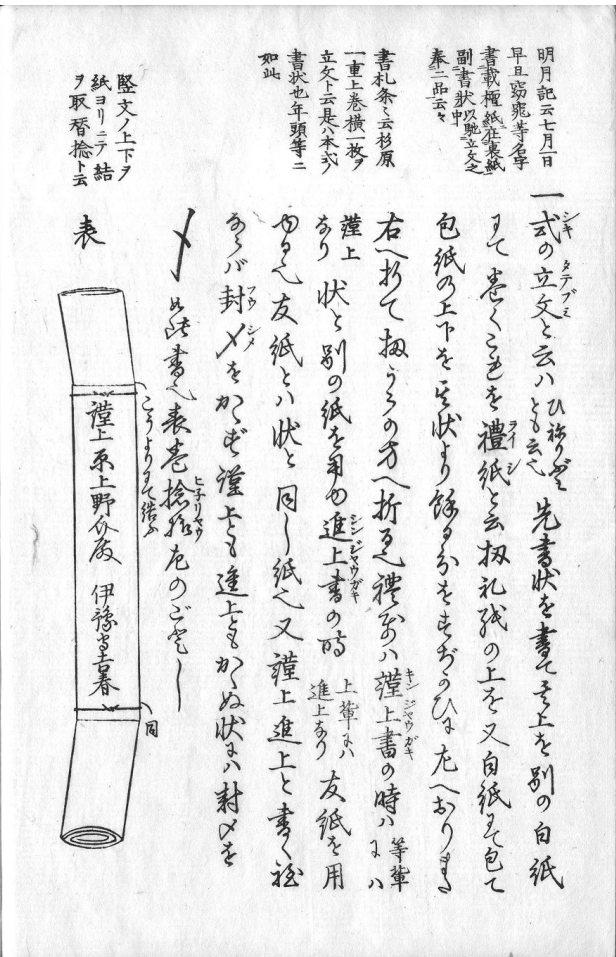
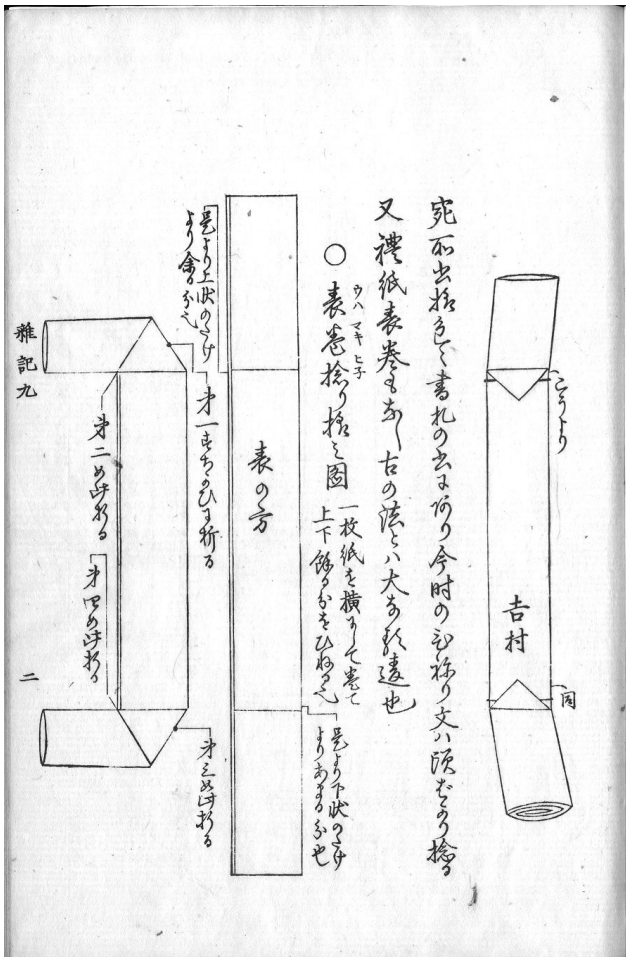
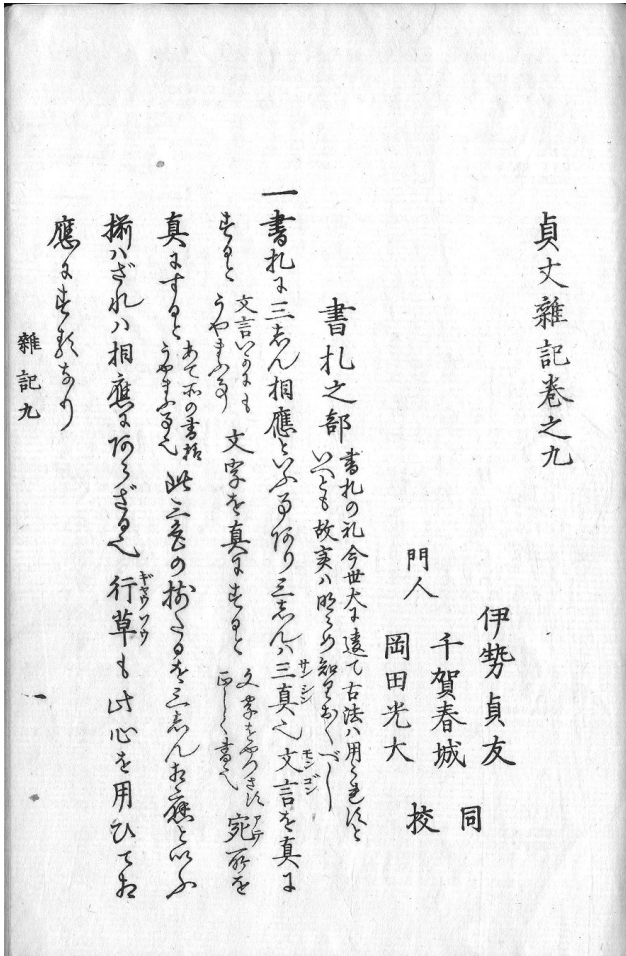
- ①【娘】 —— 智性院殿法誉恵光大姉 明和4年5月1日(22歳)
- ②【父】 貞益 隆昌院殿林誉稠山光栄居士 享保10年11月12日(33歳) *一説に13日没
- ③【本人】 貞丈 長誉 天明4年6月5日(68歳) *側面に「行年七十歳」と老年を刻む

*天明元年7月19日付、菩提寺大養寺住職宛書簡で「拙者死去候節、追号の事、院号、居士号等、長き称号、堅御無用に候。唯何と成共、二字名御付可被成候。殊に、寺号、院号は、摂政関白將軍家等、其寺院を建立被成候に依て、其寺院の号を称し候事に候。…我等如き賤き武士の身として院号称し候事、かたはらいたく候」と二字法号を切望した。

- ④【伯父】 貞永 諦運院殿宣誉到説長栄居士 宝永7年3月23日(?歳) *早世のため②が家督相続
- ⑤【祖父】 貞守 善昌院殿白誉慧林長和居士 宝永2年閏4月12日(?歳)
- ⑥【曾祖父】 貞衡 宝照院殿栄誉長閑居士 元禄2年11月7日(85歳) *3代家光に仕え千代姫の婚式作成
- ⑦【孫の妻】 —— 香蓮院殿薰誉涼心大姉 寛政7年8月2日(?歳) *⑧の妻
- ⑧【孫】 貞春 寥廓院殿雲誉心岳大仙居士 文化9年12月24日(53歳) *貞丈の後継者、故実書多数
- ⑨【?】 —— 恵月曜光童女 寛政2年8月28日(?歳) *加納氏娘、早世
- ⑩【孫の妻】 —— 安養院殿光誉徹照妙円大姉 弘化4年4月14日(?歳) *斧太郎貞友妻、土方菊一郎雄忠女

●貞丈雑記（9巻「書札之部」「進物類之部」）を読む

*往來物俱樂部デジタルアーカイブス所収の『貞丈雑記』全巻画像は1090コマ。



玉章教傳抄受
 封シテ紙ヲ細
 ク切テ四五分半
 懸紙ニハサミ右
 サミニ返巻テ
 カケ紙ノ端ニ相
 當テ上サミ折
 上テ自下ニ返

狭くても能之捨括 堅文のゆゑ 隠密の状ハ括め糊を付
 一 結び状と云ハ昔ハ多ク 艶書と云ハ 結び状と云ハ 古男の表
 向此様倭ハ 結び状と云ハ 結び状と云ハ 結び状と云ハ

昔の懸書 結び状
 今何れ武の 結び状
 艶書の 結び状

腰文と云ハ 令切封と云ハ 括之状の上包の端を細くして
 上の方ハ 細くして 細き 結び状を卷く 結び状を 扱
 み置之 但 腰文ハ 立文也 書札系ハ 立文 腰文ハ 立文 立文

雑記九
 七

堅文と云ハ 紙ヲ切括卷の繪圖の如ク 一枚紙を卷く
 切之 用り之 (一紙ニ 撰の礼紙とのあり)

一 小文の 綴り 綴り 綴り 綴り 綴り

上巻 綴り 綴り 綴り 綴り 綴り

切之 綴り 綴り 綴り 綴り 綴り

雑記九
 七

小文並切捨文
 北礼紙ハ 綴り
 切上巻ハ 綴り
 枚タテニ 綴り
 ミ上ラヒル
 也小文内書
 ハヒテラスミテ
 タテ折也

小文と云ハ 半切紙の状ニ書札系ハ 綴り
 半切紙と云ハ 綴り
 テハ 又云小文ハ 半切紙の子 又 綴り
 懸外ハ 綴り
 進上巻ハ 綴り
 寸許ハ 綴り

表
 裏
 吉川六郎 綴り
 吉久

雑記九
 八

カシロフシテ封
 シ紙下際ヨリ
 可切切カケテ
 封スルナカテ
 綴り 貞文云
 懸紙トハ 綴り
 下也 綴り
 トハキツトセズ
 時ノ事也

一 綴り
 二 綴り
 三 綴り

上より下 (一) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (二) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (三) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (四) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (五) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (六) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (七) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (八) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (九) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (十) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (十一) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (十二) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (十三) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (十四) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (十五) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (十六) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (十七) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (十八) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (十九) 綴り 又 綴り 又 綴り
 上より下 (二十) 綴り 又 綴り 又 綴り

○ 腰文の 綴り

雑記九
 八

一 書札の宛^{アテ}不^レ宛^トは貴人の名を書かずして宛を不^レ宛^トとす
 一 書札の宛^{アテ}不^レ宛^トは貴人の名を書かずして宛を不^レ宛^トとす
 一 書札の宛^{アテ}不^レ宛^トは貴人の名を書かずして宛を不^レ宛^トとす
 一 書札の宛^{アテ}不^レ宛^トは貴人の名を書かずして宛を不^レ宛^トとす

書くを^レやまひては古法に武雜書札書か宛宛可墨
 書く文字細い貴^レ親へ^レ目宛 又云苗氏を男^レて官斗
 書く人^レは中^レとまの^レ一^レ段の堂^レ親へ^レ中^レ男 加^レ親の^レあ^レて^レ不^レ
 書^レか^レず^レ中^レ字^レは^レ出^レ處^レ一^レ段^レ古^レ法^レは^レ此^レの^レ由^レ今^レの^レ貴^レ人の^レ
 名^レを^レ書^レか^レず^レ我^レ名^レを^レ不^レ書^レか^レず^レ也^レも^レ夫^レれ^レを^レ書^レか^レず^レ甚^レあ
 る^レ所^レの^レあ^レれ^レも^レ今^レ世^レ上^レ二^レ段^レは^レ法^レの^レこ^レと^レ取^レれ^レる^レ故^レに^レ
 是非^レを^レ考^レへ^レ古^レ法^レ貴^レ人の^レ名^レを^レ不^レ書^レか^レず^レ中^レを^レ大^レ書^レか^レ
 貴^レ人の^レ内^レの^レ今^レの^レ可^レ一^レ段^レを^レ心^レある^レ所^レに^レ書^レか^レず^レ書^レか^レず^レ
 心^レある^レも^レ貴^レ人の^レ名^レを^レ書^レか^レず^レ何^レの^レ由^レか^レん^レが^レ書^レか^レず^レか^レれ
 何^レの^レ由^レか^レん^レ又^レた^レ一^レの^レ可^レ一^レ段^レを^レ心^レある^レ所^レに^レ書^レか^レず^レ書^レか^レず^レ

雜記九

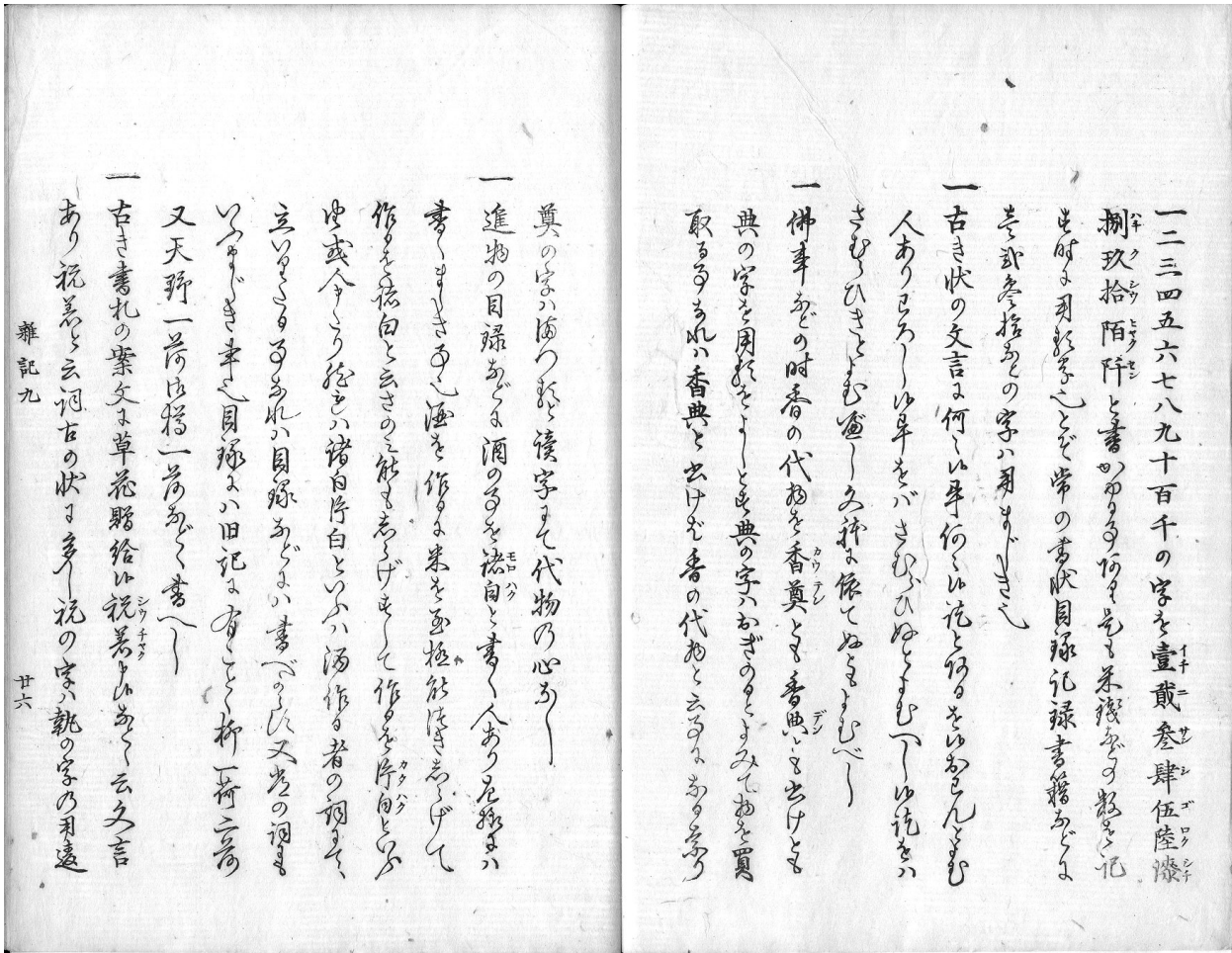
廿四

一 書札の書ふ^{コト}は^レ名^レと^レ云^レふ^レ必^レ要^レ札^レ書^レは^レ在^レ所^レ
 何^レも^レ同^レ一^レ書^レか^レず^レ宛^レ不^レ宛^トは^レ貴^レ人の^レ名^レを^レ書^レか^レず^レ官^レ名^レを^レ書^レ
 ず^レ一^レ段^レ貴^レ人の^レ名^レを^レ書^レか^レず^レ一^レ段^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ公^レ家^レの^レ書^レ
 一^レ段^レは^レ但^レは^レ何^レの^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ公^レ家^レの^レ書^レ
 一^レ段^レは^レ但^レは^レ何^レの^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ公^レ家^レの^レ書^レ
 一^レ段^レは^レ但^レは^レ何^レの^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ公^レ家^レの^レ書^レ

一 書札の書ふ^{コト}は^レ名^レと^レ云^レふ^レ必^レ要^レ札^レ書^レは^レ在^レ所^レ
 何^レも^レ同^レ一^レ書^レか^レず^レ宛^レ不^レ宛^トは^レ貴^レ人の^レ名^レを^レ書^レか^レず^レ官^レ名^レを^レ書^レ
 ず^レ一^レ段^レ貴^レ人の^レ名^レを^レ書^レか^レず^レ一^レ段^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ公^レ家^レの^レ書^レ
 一^レ段^レは^レ但^レは^レ何^レの^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ公^レ家^レの^レ書^レ
 一^レ段^レは^レ但^レは^レ何^レの^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ公^レ家^レの^レ書^レ
 一^レ段^レは^レ但^レは^レ何^レの^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ一^レ段^レ書^レか^レず^レ公^レ家^レの^レ書^レ

雜記九

廿五



*他にも以下のような記事が見える。〈 〉内は割注。

- 消息とは、書札の事也。人の安否いかゞと按じ、又、用事をも先の人にいはずして、心の内やすからぬを、書札をつかはして、人の安否をも聞、又、用事をも達して心中の物思を消し息る心なり。〈歌書などには「せうぞこ」と云也。〉【20丁表】
- 白状と云は、^{とがにん}罪科人拷問にあひて、我悪事を包まずあらはし申を一々書付たる状を云也。白は明白の白にて、隠す事をあらはすと心也。白状の事を今は^{こうじょう}口書と云。〈又云、白の字、マウスとよむ。申す趣を書たるなり。〉【38丁裏】
- 一筆と相認事は、いそがは敷に、取あへずに不申候て不叶事を、いさゝか書付て遣す、此一筆にて用の相調事をいふ也。おし立て遣す状に、はしに「一筆」と相認事は無其詮之由申侍ると云々。〈『細川幽斎書札抄』に如此いへり。〉今世専ら急度したる状には、必「一筆令啓上候」と書く事あやまり来れるなり。それに付て、一筆の真行草、令・致・仕などの上中下あり。皆、近代の定也。書札の古案、急度したる状に「一筆令啓」といふ文言曾てなし…。【40丁表】
- 今世、当時の世俗の状の文言に、我が自身の事に「御」の字を付る事多し。御無沙汰、御無音、御疎遠、御迷惑、御笑止などの類ひ、皆我事也。又、「奉存」といふは、貴人の身の上をおもひ奉る事なるに、「明日は花見に参上可仕奉存候」など云は、花に対して「奉る」の詞も、「参上」の詞も、入らざる事也。今世一統に、如此正しからざる詞を以て通用すれば、改がたし。道理をば知りおくべし。道理を知りたればとて、世俗のならはしにそむく事なかれ。【41丁表】